

防犯専門官 山田 英明 やまだ ひであき

無くない薬物事犯

以前、違法薬物のゲートウェイと言われていたシンナー事犯は、現在ほとんど影をひそめてしまいましたが、危険ドラッグといわれる違法薬物や大麻がそれにとって代わっています。

最近では芸能人などの間にも薬物が浸透し、昨年も何人かの芸能人が検挙されたニュースが流れ、社会への悪影響が心配されるどころです。

危険ドラッグとは…

危険ドラッグには、粉末（パウダー）、液体（リキッド）、植物片など、さまざまな形状のものがあり「合法ハーブ」、「お香」、「アロマ」などと称して販売されています。

これらの危険ドラッグは、覚醒剤、麻薬、大麻など法律で規制された薬物の化学構造に似せて作られており、規制

薬物と同等以上の作用がある成分を含むものも多く、大変危険なものです。

現在、取り締まりの強化によって県内にあった危険ドラッグの店舗は消滅しているようですが、インターネットなどでは今でも簡単に入手できる状態です。

「合法」と謳っているものの中にも、違法な薬物成分が含まれている例もあります。

使つてはいけない5つの理由

① 脳などの体の主要器官に深刻な悪影響が出て、精神と肉体の両方が破壊されボロボロになる。

② 薬物使用の最も恐ろしい特徴は薬物の「依存性」と「耐性」であり、自分の意思では止められなくなる。

依存性：薬物を使い続けていると、薬物を使いたいという気持ちが強くなり、自分ではコントロールできなくなる。

耐性：使用を繰り返しているうちに、それまでの量では効かなくなり、使用量が増えてくる。

③ 薬物を入手する金欲しさに犯罪を起したり、車を運転中に幻聴幻覚などが現れ、重大な交通事故などを引き起こしたりすることがある。

④ 薬物に溺れ、人間関係が破綻して、友人や家族から孤立したり、失ったりする。

⑤ 法律で厳しく罰せられる
・ 覚醒剤を所持・使用した場合、10年以下の懲役
・ 大麻を所持した場合、5年以下の懲役
・ 指定薬物を所持・使用した場合、3年以下の懲役

甘い誘いには気を付けましょう！

覚醒剤などの薬物使用の魔の手は、先輩、友人、恋人など身近な人を介して近づいてきます。

●薬物使用の甘い誘い

- 1回だけなら大丈夫さ
 - やせられるよ
 - すっきりするよ
 - 眠気が覚めるよ
 - ちよつとだけ試してみない
 - お金はこの次でいいよ
- このような誘いの言葉に注意してください。

薬物は暴力団の資金源

薬物に手を染めると止めるに止められず自分自身でも苦しみますが、周りの人も巻き込んで不幸になってしまいます。また、薬物の売買は暴力団

の資金源にもなっていますので薬物を使用するということは、暴力団の活動を援助することになってしまいます。決して手を出さないようにしましょう。

筑紫野警察署からのお知らせ

電子マネーを利用した架空請求詐欺に注意！

架空請求詐欺の特徴

- 携帯電話のメールやハガキで
- ・ 「有料サイトの登録料金が未払いです」
 - ・ 「本日中に連絡がないと法的措置をとる」との内容が届き、記載された電話番号に連絡すると
 - ・ 「料金を支払わないと裁判になる」
 - ・ 「一旦支払ってもらえば9割返ってくる」などと言って
 - ・ 「コンビニにある電子マネーカードを購入し、番号を教えて欲しい」と要求してきます。



被害にあわないために、相手に連絡をすることなく、家族や警察に必ず相談しましょう。

Q：電子マネーカードとは

A：コンビニエンスストアなどで購入できるプリペイドカード（カード型の金券）です。カードに記載された数字やアルファベットの番号をインターネット上で入力すると、電子マネーとして利用することができます。犯人は、電子マネーカードの番号を聞き出し、その使用权をだまし取ろうとしています。